

ショートステイおおたがわ

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書・契約書



重要事項説明書
ショートステイおおたがわ

1：事業者

事業者の名称	医療法人社団輔仁会
法人所在地	広島県広島市東区戸坂千足一丁目 21 番 25 号
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 満田 一博
電話番号	082-220-0221

2：ご利用事業所

事業所の名称	ショートステイおおたがわ
事業所の番号	3470108741
事業所の目的	介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護サービスの提供
事業所の住所	広島県広島市東区戸坂山根一丁目 24 番 20 号
事業所の電話番号	082-516-1660
事業所の F A X 番号	082-516-1661

3：ご利用施設で実施する事業

【居宅サービス】

太田川東クリニック (通所リハビリテーション)	3410124345
訪問看護	3460190303

4：事業の目的と運営の方針

【事業の目的】

この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とします。

【事業所運営の方針】

当事業者にあっては、利用者の意思及び、人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、当事業所において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。また、市町、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5：施設の概要

【敷地と建物】

敷地	2,645.10 m ²	
建物	構造	鉄筋造 耐火建築物
	延床面積	2,907.38 m ²
	利用定員	40名
設備	食堂と機能訓練室の合計面積	121.57 m ²
	浴室	一般浴槽 特別浴槽
	便所	9箇所
	居室	4人部屋(3室)、2人部屋(7室)、1人部屋(14室)

6：ご利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

介護報酬の告示上の額（但し法定代理受領の場合は当該（介護予防）短期入所生活介護基準額の1割・2割・3割相当。法定代理受領でない場合は、当該（介護予防）短期入所生活介護基準額相当額です）

【法定代理受領の場合】

介護保険法に基づき定められた介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の介護報酬額（65歳以上の方のうち、所得に応じて1割・2割・3割がご利用者負担）

介護報酬告示額（多床室）

介護区分	基本単位	自己負担額（1割）	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
要支援1	479単位	506円	1,011円	1,516円
要支援2	596単位	629円	1,258円	1,887円
要介護1	645単位	681円	1,361円	2,042円
要介護2	715単位	755円	1,509円	2,263円
要介護3	787単位	831円	1,661円	2,491円
要介護4	856単位	903円	1,806円	2,709円
要介護5	926単位	977円	1,954円	2,931円

介護報酬告示額（従来型個室）

介護区分	基本単位	自己負担額（1割）	自己負担額(2割)	自己負担額（3割）
要支援1	479単位	506円	1,011円	1,516円
要支援2	596単位	629円	1,258円	1,887円
要介護1	645単位	681円	1,361円	2,042円
要介護2	715単位	755円	1,509円	2,263円
要介護3	787単位	831円	1,661円	2,491円
要介護4	856単位	903円	1,806円	2,709円
要介護5	926単位	977円	1,954円	2,931円

（地域区分:その他 10.55円）

- ・ 機能訓練体制加算 12単位/日が加算されます。
- ・ 看護体制加算（Ⅲ） 6単位/日
- ・ 看護体制加算（Ⅳ） 13単位/日
- ・ ※尚、要支援1・2については看護体制加算が含まれません。
- ・ 送迎を行う場合片道につき184単位/回加算されます。
- ・ 療養食を希望される方は、8単位/回として加算されます。
- ・ 夜間職員配置加算 13単位/日が加算されます。
- ・ 医療連携強化加算（人工膀胱、人工肛門の処置等） 58単位が加算されます。
（要介護者のみ）
- ・ 緊急短期入所受入加算 90単位が7日間を限度に加算されます。
- ・ 連続31～60日目までは、基本単位数から30単位減算されます。
- ・ 連続61日以降は、介護度に応じて基本単位数から54～56単位減算されます。

介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位

- ・ サービス提供体制強化加算（厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位
- ・ 処遇改善加算（厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（14.0%）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（13.6%）
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（11.3%）
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（9.0%）

【介護保険外利用料】

- ① 滞在費 915円/日（多床室） 1,231円/日（従来型個室）
（利用者負担第1段階～3段階の方は、自己負担限度額となります。）
- ② 食費：朝食410円、昼食640円、夕食500円、飲み物・おやつ代200円
（利用者負担第1段階～3段階の方は、自己負担限度額となります。）
 - ・ 持込電気代 100円/日（家電製品1つあたり）
 - ・ テレビ使用料 150円/日（電気料金含）
- ③ 理美容…実費
- ④ 利用者が選定する特別な食事 実費
- ⑤ 外出行事等があるときの費用等は別途ご案内いたします。
- ⑥ 日常生活品費 220円/日

日常生活品費とは、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものを指します。具体的には、当施設でご用意させていただいた下に示すものであり、利用者又はそのご家族の希望により、自由な選択に基づいてご使用いただきます。また、クラブ活動等、個別に行うものについての材料費等の教養娯楽費はその都度、別途実費を徴収致します。

	種 類	金 額
1	多目的クロス（1枚）（タオル生地）	80円
2	除菌おしぼりタオル（4枚）	220円

「1」・「2」両方をお使いになっても220円を超える料金はいただきません。
上記、介護保険外利用料についての詳細に付いてはお気軽に相談員までお問い合わせください。

7：事業所サービスの概要

【介護保険給付サービス】

- ・ サービス計画の立案（ご利用が3日間を超える場合）
利用者の有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で、解決すべき課題を適切な方法により把握し、当事業所の他の従業者と協議の上、当事業所の提供するサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した短期入所生活介護サービス計画案を作成します。
- ・ 食事
 1. 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した、バラエティーに富んだ食事を提供いたします。
 2. 食事は出来るだけ離床して食堂で摂って頂けるように配慮します。
食事時間 朝食：8時～8時30分 昼食：12時00分～13時 夕食：17時30分～18時30分
- ・ 排泄
 1. 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
 2. オムツを使用する方に対しては、適宜交換いたします。
- ・ 入浴
 1. 年間を通じて週2回以上の入浴または、清拭を行います。

2. 寝たきり等で座位の取れない方は、特別浴室（入浴専用車椅子を用いての入浴）も可能です。

・離床、着替え、整容等

1. 寝たきり防止の為、できるだけ離床に配慮します。
2. 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
3. 個人としての尊厳を配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
4. シーツ交換は、週に1回行います。（必要な場合は適宜交換します）

・機能訓練

機能訓練指導員が利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

・健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な処置を講じます。

・相談および援助

当施設は利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。（相談窓口：生活相談員）

・社会生活上の便宜

当施設では、施設での生活を実りあるものとするために、適宜クラブ活動、レクリエーション等を企画します。

・送迎

安全運転に努め、利用者を安心・安楽に送迎します。（土・日・祝送迎は実施しておりません）

通常の送迎の実施地域は広島市内です。

【介護保険外サービス】

・理美容サービス

外部業者を招き、脱衣場にてサービスを受けることができます。

お支払い方法

1. 自己負担金については、ご利用月料金合計額の請求書及び明細書を、翌月の中旬までに送付致しますので該当金額を、ご利用月の翌月末日までに次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(A) 自動口座引落

ご指定の金融機関の口座から月1回引落とし致します。手数料は事業者が負担いたします。

(B) 銀行振込

期日までに利用者の方からお振込をお願いします。手数料は利用者負担となります。

2. 上記利用者負担金は、「法定代理受領（現物支給）」の場合について記載しています。「償還払い」となる場合は、いったん使用者が利用料（10割）をご負担頂き、その後市町に対して保険給付分（9割・8割・7割）を請求することになります。

8：営業日

営業は年中無休とします。

9：職員体制（主たる職員）

従業員の職種	常勤	非常勤
医師	名	1名
管理者	1名	名
看護職員	1名	2名
生活相談員	1名	名
栄養士	名	1名
機能訓練指導員	1名	名
介護職員	16名	7名

10：職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者 生活相談員 看護職員 機能訓練指導員 介護職員 (常勤・非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・早番： 7：30～16：30 ・日勤： 8：30～17：30 ・遅番：10：00～19：00 ・夜勤：16：30～ 9：30 (シフト制) 	4週8休

11：利用について

【利用の条件】

- ・要支援1、要支援2 要介護1～5の認定を受けている方
- ・常時医療機関において治療をする必要がない方
- ・他の利用者に伝染する疾患がない方
- ・健康保険に加入している方
- ・身元引受人を立てることができる方
- ・ショートステイおたがわの運営方針に同意できる方
- ・自傷他害の恐れが無い方

【身元引受人の条件、義務等】

身元引受人は、契約上の債務について契約者と連帯して責任を負うこととなります。また、事業所が入居契約の解除を必要と認め要請をした時は、協議の上、利用者の身柄引き取り、居室の明け渡しおよび居室の残り置き財産の引き取り等を行っていただきます。契約者と身元引受人は同一でも構いません。

【連帯保証人】

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額100万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、当法人及び施設は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

【契約の解除】

〔利用者による解除〕

利用者、及び代理人は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をおいて、

サービス利用を解除・終了することができます。

〔事業所による解除〕

事業所は、次の各項に該当する場合には、30日間の予告期間において、利用を解除・終了することができます。

- ・ 正当な理由無く利用料その他、自己の払うべき費用を2ヶ月以上滞納した場合。
- ・ 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な危険を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
- ・ 利用者により自傷他害の恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと医師の意見を聴いた上で事業所が判断した場合。

(※ 他害においては暴言を含む)

- ・ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当サービスを利用していただくことができない場合。

なお上記の場合、事業所は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。

1 2：秘密の保持と個人情報の保護について

【利用者および家族に関する秘密の保持について】

事業所は、本人または第三者の生命、身体等に危険があるなど正当な理由なしに、サービスを提供する上で知り得た利用者または家族に関する事項を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。

【個人情報の保護について】

〔使用目的〕

- ・ 介護保険法に関する法令に従い、利用者の介護計画を適切妥当に作成するために必要な場合。
- ・ その他、別紙「当介護事業者における利用者様個人情報の利用目的」をご参照ください。

〔使用にあたっての条件〕

- ・ 個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際は関係者以外には決して洩れる事のないよう、細心の注意を払います。
- ・ 事業所以外の外部サービス担当者等に対して、個人情報を使用した場合、会議、相手方、内容等について記録します。

〔利用が有りうる個人情報の内容例〕

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査会、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意思（認定結果通知書）
- ・ その他必要な情報。

1 3：ご家族への連絡

- ・ 利用者の生活や健康状態、サービスの提供状況等は、写真等を使用し、分りやすく定期的に契約者または身元引受人に連絡します。

1 4：記録の保管

- ・ サービス計画及びその実施状況に関する記録は、完結の日から2年又は5年の期間を定めて保管します。

・上記書類が必要な場合は、交付いたします。（記録の複写費用は頂く場合があります。）

15：身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16：虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 川野 圭一
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

17：事故発生時の対応

・事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。

・事故の状況及び事故に際してとった処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

・利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され、または損害賠償を減額されることがあります。

・管理者を長とする事故対策委員会を開催し、事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

18：損害賠償

- ・事業所の故意または過失によって、利用者または契約者が受けた損害について、事業所は賠償責任を負います。
- ・天災地変、火災、盗難、暴動等あるいは自由な外出中の不慮の事故等により、入居者が受けた損害については、事業所は賠償責任を負いません。

19：非常災害時の対策

【非常時の対応】

別途定める「ショートステイおおたがわ防災計画」により対応を行います。

【平常時の訓練】

別途定める「ショートステイおおたがわ防災計画」により、年2回昼間および夜間を想定した避難訓練を、利用者も参加して実施します。

【防火設備】

設備名称		設備名称	
スプリンクラー	必要数	自動火災報知器	57基
屋内消火栓	3台	消防機関に通報する火災報知設備	2台
誘導灯	10台	消火器具	6箇設置

20：衛生管理等

(1)短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

21：業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

22：損害保険への加入

【保険会社名】 東京海上日動火災保険株式会社

23：サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所における相談や苦情は、次の窓口で受付を致します。尚、利用者及び身元引受人等のご協力、ご支援により事業運営をしていきたいと願っております。お気付きの点につきましても、1F入口にあります「苦情処理意見箱」をご利用頂くか、職員までご一報くださいますようお願いいたします。

苦情解決責任者	管理者	川野 圭一
苦情受付担当者	生活相談員	中野 恵子
相談受付担当者	中野 恵子	
受付時間	8：30～17：00（月・火・水・木・金） ※祝祭日は除く 上記以外の時間をご希望の場合は別途ご相談下さい。	
電話番号	TEL：082-516-1660 FAX：082-516-1661	
相談場所	ショートステイおおたがわ 相談室	

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

広島市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課	所在地： 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号： 082-504-2183 FAX番号： 082-504-2136 対応時間： 8：30～17：15（土日祝を除く）
広島県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地： 広島市中区東白島町19番49号 電話番号： 082-554-0783 FAX番号： 082-511-9126 利用時間： 8：30～17：15（土日祝を除く）

24：協力医療機関

協力 医療 機関	医療機関の名称	医療法人社団輔仁会太田川病院
	所在地	広島市東区戸坂千足一丁目21番25号
	診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科
	契約概要	利用者等の病状から見て自ら医療を提供することが困難であると認められた時は、当事業所から入院又は往診を要請し、これに対して病院は、夜間、休日の診療を含めて逐次適切な診療治療にあたる。

25：留意事項

- ・事業所は、目的施設の管理運営について、介護保険法令等を遵守し、管理者および介護従事者その他必要な職員を配置して、契約に基づくサービスを行うとともに、施設の維持管理を行います。
- ・職員の禁止行為は就業規則に定めます。

(事業所) サービス利用に当たり上記重要事項説明書を説明しました。

年 月 日

所在地 広島市東区戸坂山根一丁目 24 番 20 号

事業所名 医療法人社団輔仁会ショートステイおおたがわ

担当者名 _____ 印

(利用者) サービス利用に当たり上記重要事項説明書の交付・説明を受け同意しました。

年 月 日

利用者住所

氏名 _____ 印

(代理人) 私は、利用者本人のサービス利用に当たり上記重要事項説明書の交付・説明を受け同意しました。

署名代行者住所

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____

ショートステイおおたがわ利用契約書

第1条（サービスの目的及び内容）

ショートステイおおたがわ（以下、「事業所」という）において、要支援または要介護状態等と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、居宅サービス計画に基づき（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者のご家族等（以下「代理人」という）は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本契約の目的とします。

第2条（適用期間）

本契約は、利用者がショートステイおおたがわ利用契約書を事業所に提出した時から効力を有します。但し、代理人を選任した場合で、その代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、重要事項説明書の改訂が行われないう限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当サービスを利用できるものとします。

第3条（利用者からの解除）

利用者（代理人を選任した場合はその代理人）は、事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、サービス利用を解除することができます。

第4条（事業所からの解除）

事業所は、次の各項に該当する場合には、利用者及びその代理人に対して（第1号～第5号については30日間の予告期間を置いて）本契約書に基づくサービス利用を解除することができます。

- ① 正当な理由無く利用料その他、自己の払うべき費用を2ヶ月以上滞納した場合。
- ② 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な危険を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。
- ③ 利用者に自傷他害の恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと医師の意見を聴いた上で事業所が判断した場合。（※ 他害においては暴言を含む）
- ④ 入居者の病状、心身状態が著しく悪化し、事業所での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない時。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当サービスを利用していることができない場合。

なお、上記の場合、事業所は、居宅サービス計画（ケアプラン）等を作成した居宅介護支援事業者等にその旨を連絡します。

第5条（サービスの中止、変更）

事業所は、台風、豪雨、大雪、路面の凍結などで、送迎時に利用者の安全が確保できない場合、サービス提供の中止、もしくはサービス提供時間の変更を行うことができます。

第6条（利用料金）

- 1 利用者（代理人を選任した場合は、その代理人）は事業所に対し、本契約書に基づく介護サービスの対価として月毎の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））
- 3 利用者負担金は関係法令に基づいて定められるため、本契約書に基づく利用期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 4 事業所は、利用者（代理人を選任した場合はその代理人）が指定する送付先に対し、利用料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月10日までに送付し、利用者（代理人を選任した場合は、その代理人）は事業所に対し、当該合計金額を利用翌月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は「重要事項説明書」に定めます。

第7条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額100万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅延なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

第8条（身体拘束）

事業所は、緊急やむを得ない場合を除き、利用者もしくは代理人の意思に反して、利用者本人の行動を制限しません。

第9条（緊急時等における対応方法）

事業所は、サービス実施中に、利用者の病状等に急変、その他、事故等の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、代理人もしくはご家族に報告します。

第10条（記録）

事業所は、「サービス提供記録書」等の記録を作成し、その完結の日から2又は5年間保存するものとします。利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。但し、代理人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限る、これに応じます。

第11条（損害賠償）

- 1 事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所の責任に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 2 利用者の責任に帰すべき事由によって事業所が損害を被った場合、利用者（代理人を選任した場合は、その代理人）は、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

第12条（個人情報保護）

事業所は、業務上知り得た利用者及び代理人もしくはその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、サービス利用中及びサービス利用終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や、介護支援専門員と事業所との連絡調整等において必要な場合は、関係者以外の者に漏れることがないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議名、相手方、内容などについての記録を残すことを条件に事業所は個人情報を利用できるものとします。その他、個人情報の利用目的につきましては、別紙「当介護事業者における利用者様個人情報の利用目的」をご参照ください。

第13条（苦情対応）

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、苦情受付担当者、担当管理者、法人全体として設置するご利用者総合相談室、又は市町、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

第14条（合意管轄）

本契約書に基づくサービス利用に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、利用者（代理人を選任した場合はその代理人）と事業所はあらかじめ合意します。

第15条（契約書に定めのない事項等）

本契約書に基づくサービス利用及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者（代理人を選任した場合はその代理人）と当施設の協議により定めます。

この契約締結に伴い、「重要事項説明書」について事業所は利用者（または代理人）に説明を行い、双方合意するとともに、上記のとおり、（介護予防）短期入所生活介護利用の契約を締結しました。

(利用者)

私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

(代理人)

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄 _____

電話 _____

(身元引受人及び連帯保証人)

私は、以上の契約につき説明受け、身元引受人及び連帯保証人としての責任について理解しました。

身元引受人及び連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

電話 _____

(事業所)

私は、利用者の申し込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

事業者住所 広島市東区戸坂千足一丁目 21 番 25 号

事業者(所)名 医療法人社団輔仁会
ショートステイおおたがわ

代表者氏名 理事長 満田 一博 印

個人情報使用同意書

1. 使用する目的

医療法人社団輔仁会が運営するショートステイおおたがわにおいて、個人情報保護法の規程に従い、厳正なる管理運用することを前提とした個人情報の使用を目的とする。

(1) 介護関係事業所内での情報利用

- ア) 利用者へのサービスを円滑に提供するための利用
相談員および介護支援専門員による連絡調整、その他の連絡調整など
- イ) 利用者にかかる事業所管理業務のための利用
入退所等の管理、会計経理、事故報告、介護サービス向上のため
- ウ) 保険事務のための利用
介護保険（請求等目的）、医療保険（受診等目的）
- エ) 家族への心身状況等説明のための利用

(2) 他の関係事業所への情報提供

- ア) 居宅サービス事業所および居宅介護支援事業所
サービス担当者会議、照会への回答、他事業所との連携
- イ) 医療機関
受診、入院、医療機関との連携
- ウ) レセプト審査機関
レセプト請求、照会への回答
- エ) 保険者
照会への回答など
- オ) 保険会社
損害賠償などに関する相談および請求など

(3) その他の使用

- ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用
- イ) 実習生受入れによる閲覧使用 ※使用前には必ず事前確認を行う
- ウ) ホームページ、SNS、広報誌への掲載使用 ※使用前には必ず事前確認を行う

2. 使用する期間

契約開始時から契約終了時まで有効とする。

3. 使用にあつての条件

- (1) 個人情報の提供は、1. に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際は、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した使途（会議、相手方、内容等）の経過を記録する。

4. 個人情報の定義

個人情報とは、利用者個人および家族に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。

5. 同意の内容の変更

同意内容の変更または解除の申し出があつた場合、本個人情報使用同意書の契約内容を直ちに変更または解除することができる。

以上

私（利用者およびその家族等）の個人情報については、上記記載するところにより、必要最小限の範囲で以下の項目について使用することに同意します。

（※該当する項目の□にチェック）

- 上記1.（1）介護関係事業所内での情報利用
- 上記1.（2）他の関係事業所への情報提供
- 上記1.（3）その他の使用 ア) 介護サービス向上のための基礎資料としての利用
- 上記1.（3）その他の使用 イ) 実習生受入れによる閲覧使用
- 上記1.（3）その他の使用 ウ) ホームページ、SNS、広報誌への写真等掲載使用

医療法人社団輔仁会ショートステイおおたがわ 様

年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

ご家族

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____